

青森県教育委員会第829回定例会会議録

- 1 期 日 平成30年2月7日(水)
- 2 開 会 午後1時30分
- 3 閉 会 午後1時36分
- 4 場 所 教育庁教育委員会室
- 5 議事目録
議案第1号 青森県立図書館運営規則の一部を改正する規則案について・・・原案決定
そ の 他 職員の懲戒処分状況について
- 6 出席者等
 - ・出席者の氏名
豊川好司、町田直子、中沢洋子、野澤正樹、杉澤廉晴、中村充(教育長)
 - ・欠席者の氏名
なし
 - ・説明のために出席した者の職
平野教育次長、和嶋教育次長、西谷参事・教育政策課長、安田参事・教職員課長、
村元職員福利課長、一戸学校教育課長、渡部生涯学習課長、相坂スポーツ健康課長、
増田文化財保護課長、佐藤高等学校教育改革推進室長
 - ・会議録署名委員
町田委員、野澤委員
 - ・書記
小舘孝浩、中舘大輔

7 議 事

議案第 1 号 青森県立図書館運営規則の一部を改正する規則案について

(渡部生涯学習課長)

1 の提案理由であるが、図書館サービス活動の点検及び改善に向けた検討を行うための休館日を定めるため提案するものである。

2 の概要であるが、県民の図書館に対するニーズが年々多様化し、生活の I C T 化が進み情報の提供方法も変化している中、県立図書館では、休館日が月 1 日であるため開館対応への勤務割りが複雑化し、職員がサービス活動について見直し、検討する時間が確保できなくなっている。

そこで、県民のニーズに応え、地域の情報拠点として今後とも成長していくため、不断に図書館におけるサービスの点検及び検討を行うための新たな休館日を年間 7 日以内で設定するものである。

この休館日の設置により、年間開館日数は減少するが、全国の都道府県立図書館の平均年間開館日数 2 9 4 日を大きく上回る 3 3 0 日程度を確保できるものであり、職員が一堂に会しサービスの点検及び改善に向けた検討をしていくことで、相対的かつ将来的にはサービスの向上が図られるものと考えている。

改正規則は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行することとしている。

(野澤委員)

サービスの点検及び改善に向けた検討について、具体的にどのようなことをしていくのか。

(渡部生涯学習課長)

平成 2 9 年度に試験的に実施しているサービス活動の点検・検討の成果も含めて説明する。サービス活動として、直接的サービス、間接的サービス、市町村支援に関するサービスの 3 つに分けられる。直接的サービスに関しては、オンライン貸出サービスの改善、アウトリーチサービスの利用方法に係る情報提供の改善等がある。市町村支援に関するサービスに関しては、禁帯出資料相互貸借の取扱方法や協力用図書 of 亡失・毀損への対応方法等の検討等がある。このようなサービスの向上が図られると考えている。

(野澤委員)

県民感覚として、図書館は利用者が限られるイメージで、貸出業務など一部しか見えていなかった。ところが、様々なサービスを実施していることを理解した。今回は、図書館の利用率を高めようとしている動きであるので、休館日を利用して実施していることを対外的に発信していくべき。

(渡部生涯学習課長)

今回の休館日の設定は、県民へのサービスの向上を目的としているため、休館日を活用したサービスの向上内容について、県民に十分発信して参りたい。

(豊川委員長)

他に何か質問、意見はあるか。なければ議案第 1 号は原案のとおり決定する。

その他 職員の懲戒処分の状況について

(豊川委員長)

1月に行った懲戒処分の状況は以下のとおり。何か質問、意見はあるか。なければ、職員の懲戒処分の状況については了解した。